

５－７ 介護サービス事業勘定における款項目節の区分

○ 平成１７年６月２７日全国介護保険担当課長会議資料の追加項目

平成１７年６月２７日全国介護保険担当課長会議資料のうち、１０、１１ページで「介護保険特別会計の款項目節区分について」（平成１１年１０月事務連絡）の一部の改正を行うこととしたが、「介護サービス事業勘定 歳入」について一部改正する項目を追加する。

６ 款項目節の区分

以下に項目節の区分の例を示すので、予算編成の参考にされたい。

保険事業勘定 歳出

款	項	目	節	適用
2 保険給付費	1～5 (略) 6 特定入所者介護サービス等費	(略) 1 特定入所者介護サービス費 2 特例特定入所者介護サービス費 3 特定入所者支援サービス費 4 特例特定入所者支援サービス費	(略) 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金	(略)
	7 何々	1 何々	何々	

介護サービス事業勘定 歳入

款	項	目	節	適用
1 サービス収入	1～3 (略) 4 特定入所者介護サービス等費収入	(略) 1 特定入所者介護サービス費収入 2 特例特定入所者介護サービス費収入	(略) 特定入所者介護サービス費収入 特例特定入所者介護サービス費収入	(略)

		3 特定入所者 支援サービス 費収入	特定入所者支援 サービス費収入
		4 特例特定入 所者支援サ ービス費収 入	特例特定入所者 支援サービス費 収入
	5 何々	1 何々	

５－８ これまでに寄せられた主な質問に関する考え方

(１７年１０月施行関係)

利用者負担段階の設定

(問１) 負担限度額認定証について、法の施行前に１０月１日付けの認定証を発行することができるか。

(答)

法施行は１０月１日であるが、介護保険法等の一部を改正する法律（平成１７年法律第７７号）附則第１５条においてこの法律を施行するために必要な行為については施行前においても行うことができることとされており、１０月１日付けの認定証を前もって発行するなど特定入所者介護サービス費の支給に関する準備行為をすることは可能である。なお、世帯の状況の変化等があった場合には、必要に応じ再度申請をしていただき、認定をしていただきたい。

旧措置入所者の利用者負担の取扱い

(問１) 「利用者負担割合が５％以下の者（実質的負担軽減者）以外の者については、一般の入所者と同様の算定方法とし、低所得者については、一般の低所得者対策により負担軽減を行う」ということであるが、例えば、利用者負担割合１０％の者で特定標準負担額が５００円の者について、減額認定証も特定負担限度額認定証（旧措置入所者用）ではなく、「介護保険負担限度額認定証」となるのか。

(答)

実質的負担軽減者以外の者も、旧措置入所者であることにかわりはないので、介護保険特定負担限度額認定証を使用することとする。

(問２) 平成１２年３月２８日付け事務連絡（発出元：厚生省老人保健局）「厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合並びに特定標準額の特例について（情報提供）」にて示された、「旧措置者入所者関係Ｑ＆Ａ」の内容について、今回の旧措置入所者の見直しにも適用できるものと考えてよろしいか。

(答)

「旧措置者入所者関係Q & A」の内容は今回の見直しにも適用できるものであるが、利用者負担額減額・免除認定証（旧措置入所者）の有効期間で5月31日とあるところは、6月30日とする。

高額介護サービス費について

【高額介護サービス費の利用者負担第二段階の負担軽減】

(問1) 高額介護サービス費における利用者負担第二段階の負担軽減の実施時期は、何月サービス分からか。

(答)

利用者負担第二段階の方の高額介護サービス費の額の見直しは平成17年10月から施行されますので、17年10月サービス分から実施されます。

【高額介護サービス費の申請の負担軽減】

(問2) 高額介護サービス費については、本年10月から初回の申請のみでよいとのことですが、この適用は、10月サービス提供分からか、10月支給分からのどちらか。

(答)

1. 高額介護サービス費の申請について、初回のみの申請で足りる取扱いとすることができるよう省令改正と通知の発出をすることとしており（本年10月1日施行）、様式の変更や当該申請の受付については本年10月1日以降に実施が可能となる。
2. こうした申請について、何月のサービス提供分から高額介護サービス費を支給することとするかは、各保険者が判断する事項であり、例えば8月提供分からの実施とすることも可能である。
3. なお、どの時点まで遡って申請を受け付けることができるかは事務処理との関係もあり、各保険者において適切に設定されたい。

(問3) 高額介護サービス費負担軽減の施行は保険者判断でよいか。また、実施時期についても、システム改修等の対応準備の整った時点からの実施でよいか。

(答)

今回の実施内容は、被保険者や各保険者からの申請簡素化に関する要望を踏まえて、利用者や各保険者の事務負担軽減を図るものであるが、その実施やその時期については保険者が判断することとなる。

(問4) 高額介護サービス費の申請負担軽減により、初回のみの申請で足りる取扱いになるが、給付を受けてから次回の給付までにかかなりの期間(例: 1年以上)経過していた場合も、申請は不要と考えていいか。

(答)

初回の申請があれば、期間が空いたとしても2回目以降の申請は必要ないこととして差し支えない。

社会福祉法人減免制度の見直し

(問1) 本制度の見直しについては、10月から行わなければならないのか。すでに認定をしている者について経過措置はないのか。

(答)

介護保険制度における施設給付の見直しは、本年10月から実施されるものであり、これに対応して社会福祉法人による利用者負担軽減制度の見直しについても、10月から実施されるものである。これにより、対象者については、すでに認定されている方も含め、新たな制度の要件で認定を行うことが必要になる。

(問2) 今回の見直しにより、収入要件150万円や預貯金等の要件350万円という要件が示されたが、これらを満たす者はすべて社会福祉法人による利用者負担軽減制度の対象となるのか。

(答)

対象者の要件は、市町村民税世帯非課税者であって、収入要件等を満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用料負担を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者であり、収入要件や預貯金要件を満たす者すべてが対象になるものではない。

収入要件の１５０万円は、利用者負担第３段階の方がユニット型個室に入る場合を想定して設定したものであり、その者の収入や世帯の状況、利用者負担を総合的に勘案し、利用料の軽減がなくても生計が困難にならない者について制度の対象とする趣旨のものではない。

(問３) 当市の現行制度では収入、預貯金の要件について見直し後の国の要件よりも緩やかな基準を設定しているが、これらの要件について見直さない場合、国の補助の対象となるか。

(答)

今回の見直しにより、収入要件を１５０万円まで引き上げる等の制度の運用の改善を図ったところであり、なおこれよりも緩やかな基準を設けているところについて国の要件よりも緩やかな部分について補助を行うことは、一定の基準を設け、国の補助を行うこととした今回の改正の趣旨から困難である。

(問４) 対象者の要件について、例えば、収入要件１２０万円以下とするなど、国の補助要件よりも厳しい要件を設定して運用することは可能か。
また、その場合の公費助成の取扱いはどのようなになるのか。

(答)

地域の実情や予算との関係から、国の補助要件よりも厳しい要件を設定することも可能である（基本的に国の補助の対象になると考えられる）が、収入要件を１５０万円まで引き上げる等の今回の見直しの趣旨を踏まえ、要件の設定の方法を工夫していただきたい。

(問５) 収入要件の「年間収入」には、非課税収入や仕送りなどは含まれるのか。

(答)

「年間収入」は、非課税収入や仕送りなども含むものである。

(問6) 預貯金要件でいう預貯金には有価証券も含まれるということだが、これについては時価で評価するのか。

(答)

有価証券については、一般に公開された市場がある場合には申請日時点の市場価格を評価し、その他の場合は額面で評価することを原則とする。

(問7) 「世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと」について、例えば、居住している家屋や土地の広さなどについて、一定の基準を各市町村の裁量で定めて運用することは可能か。

(答)

- 1 ここでいう資産は、預貯金や有価証券以外のもので、収入を補うため活用できるものをいう。活用できるか否かは、社会通念上処分させることが適当でないもの以外のもので、一般的に換金価値が高いものと認められるか否かで判断する。
- 2 その際、地域の実情を踏まえて一定の基準を設けて運用することは可能である。

(問8) 扶養要件の基準について、市町村民税の控除対象者並びに医療保険の被扶養者となっていないことという基準で運用して差し支えないか。

(答)

扶養要件については、市町村民税の控除対象者や医療保険の被扶養者となっていなければ、要件を満たしているとして取り扱って差し支えない。

ただし、この基準に該当しない場合でも、実質的に扶養を受けていない者がいることも考えられることから、このような者が申告を行ってきた場合については、申告者に聞き取りを行うなどして個々の事情を勘案して判断されたい。

（問 9）対象者の要件のうち、介護保険料を滞納していないこととあるが、1ヶ月でも滞納していれば減額の対象とならないのか。

（答）

基本的には、保険料を1ヶ月でも滞納していれば軽減の対象とならないが、介護保険料を分納している者や、支払の誓約をしている者など、継続して保険料を支払う見込のある者については、市町村が個々の事情を勘案して適切に対応していただきたい。

（問 10）減額割合について原則1/4（利用者負担第1段階の者については1/2）とあるが、原則以外の減額割合を設定できるのはどのような場合か。

（答）

1/4軽減をしたとしても、なお、生活に困窮する場合等、個々の事情を勘案して市町村が特に認める場合については、軽減の割合を引き上げて適用することも可能である。

また、1/4以下の軽減でも生計が困難にならない者には、その者について、軽減の割合を引き下げて適用するなどの運用も可能である。

（問 11）減額割合の1/2を継続することはできないか。

（答）

今回の見直しにおいては、利用者負担第2段階の高額介護サービス費における負担の上限額を引き下げたこと、法人が事業に取り組みやすくなるよう減額割合を1/4としたものであり、国の補助の基準は1/4が原則である。

（問 12）通所介護の食費負担については減額の対象になるのか。

（答）

減額の対象となるサービス及び費用は、指定介護老人福祉施設、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護における利用者負担（1割負担分）、食費及び居住費を対象としており、通所介護の食費負担は減額の対象になる。

(問 1 3) 高額介護サービス費との適用順位については、全市町村で社福軽減優先としなければならないのか。市町村や法人の判断でこれを変えることはできるのか。

(答)

適用順位については、社会福祉法人による軽減制度を先に適用することとしたところ。報酬の請求上も社会福祉法人による軽減の項目を設けたところであり、社会福祉法人による軽減制度を先に適用する取り扱いとしたい。

(問 1 4) 旧措置入所者について、改正後についてはどのような取扱いになるのか。

(答)

これまで、旧措置入所者については措置時代の費用負担額を超えないように利用料負担が減免されていたため、日常生活費以外については基本的に減免の対象としていなかったところ。

今回の見直しにより、本年 9 月 30 日時点において利用者負担割合が 1 割である旧措置入所者については、一般の低所得者対策の対象となったことから、これらの方については、本年 10 月以降は社会福祉法人による利用者負担軽減制度の対象となるものである。

市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

(問 1) 対象者の認定に当たっては、施設利用料（1 割負担、食費、居住費）と収入等との差額を勘案することだが、入所前にどのように施設利用料を把握するのか。

(答)

施設契約時に 1 割負担の見込額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額、食費・居住費の支払額の見込額の年額を計算する。実際には、契約書の写し等を参照する。

(問 2) 食費・居住費の支払額の見込額は、基準費用額で算定するのか。

(答)

基準費用額ではなく、利用者負担第四段階であるとした場合に契約することとなる額によって見込額を算定する。

(問3) 収入要件は、どこまで確認するのか。具体的な事務手続としてどのように確認するのか。(仕送り、非課税年金等)

(答)

収入要件は、介護保険法施行規則に規定されている公的年金等の収入金額及び合計所得金額により判断するものであり、仕送りや非課税年金は加味しない。

(問4) 資産要件は、どこまで確認するのか。具体的な事務手続としてどのように確認するのか。(貴金属、売却が難しい不動産等)

(答)

資産要件は、収入を補うため活用できるものであれば、申告に基づいて確認する。活用できるか否かは、社会通念上処分させることが適当でないもの以外のもので、一般的に換金価値が高いものと認められるか否かで判断する。

(問5) 介護保険料の滞納していないことの要件について、これは、1か月でも滞納をしているとだめなのか。給付制限の対象となる場合になってはじめて対象とならなくなるのか。

(答)

基本的には、保険料を1ヶ月でも滞納していれば軽減の対象とならないが、介護保険料を分納している者や、支払の誓約をしている者など、継続して保険料を支払う見込のある者については、市町村が個々の事情を勘案して適切に対応していただきたい。

(問6) 世帯分離した場合には、世帯分離前の世帯をみるということだが、その後の世帯の変更等をどのように捕捉すればよいか。

(答)

分離前の世帯の状況が変わり（例えば収入のある者が世帯に加わった）、特例減額措置の要件を満たさなくなった場合には、利用者は認定証を返還しなければならないものとなっており、こうした取扱いについては、認定証を交付する際に注意事項として負担限度額認定決定通知書に載せておくこととする。

有効期限経過の際に新たな認定を行うときには、申請者の申告にもとづいて本人とどの世帯が同世帯とみなされるかを判断することとなる。（その際に昨年度分の申告と比較をし、疑義があれば聞き取りを行う必要があるものと考えらる。）

その他

（問１）施設給付の見直しと「食」の自立支援事業の関係はどうなるのか。

(答)

現在、介護予防・地域支え合い事業の「食」の自立支援事業の中で行われている配食サービスについては、平成１８年４月以降地域支援事業の中に位置付けて実施することが考えられる。

その際は、今回の施設給付の見直しにより「食材費＋調理費相当分」が利用者負担とされ、通所介護に係る食事提供加算が廃止されたことを踏まえれば、地域支援事業の中で配食サービスを実施する場合も、「食材費＋調理費相当分」は利用者負担とすることが基本となるので、この点に留意しながら準備を進めていただきたい。